

平成23年11月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

異業種から「デイサービス」事業への参入

◆本業でのノウハウを活用

高齢者に食事や入浴を日帰りで提供する「デイサービス」に、異業種の中小企業が相次いで参入しているようです。有料老人ホームなどの介護施設と比較して初期投資が少なく、人員配置の基準も比較的緩いというのが、その理由のようです。

本業で培ったノウハウをデイサービスでも活用することで独逸色を出し、大手業者に対抗しようとしています。

◆非常に高い伸び率

厚生労働省の発表によれば、2011年度に介護サービス市場は約8.3兆円に達する見通しで、この数字は介護保険制度が始まった2000年度の2.3倍に相当します。サービス内容は「老人ホーム」や「訪問介護」など多岐にわたりますが、自宅暮らしの高齢者向けでは「デイサービス」の伸び率が高く、「訪問介護」の2009年度における市場規模は2006年度に比べ2.6%増にとどまったのに対し、「デイサービス」は33%増となっています。

◆中小企業が続々参入

市場拡大要因の1つが「中小企業の参入」です。デイサービスの場合は初期投資が1,000万円程度で済み、また、1カ所ですべてサービスを提供するため、訪問介護に比べて収益性が高くなっています。

食事・入浴・レクリエーションなどを提供するというデイサービスの一般的なサービス内容や開設までのプロセスを標準化することで、出店コストや運営費を抑制し、フランチャイズチェーン展開する事業者も出てきているようです。

◆独自のサービス提供も

しかし、供給過多となった都市部では、参入はしたものの閉鎖するケースも出始めています。そこで、独自サービスとして今注目されているのが、食品の宅配や家事代行などです。介護報酬の引上げが見込まれにくい中、低価格で受けられるサービスを利用者に提供することで、収益の安定や新規顧客の獲得につなげたいと考えているようです。

社員が行う「副業」をどう考える？

◆問題点の多い「副業」

リーマンショック以降の景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う人が増えていました。

しかし、社員が本業の仕事とは別に副業を行う場合には、「通算して長時間労働になり本業に支障をきたす可能性がある」、「副業先で労災が起こった場合にどう対処するか」など、様々なリスクがあります。

◆会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない(副業禁止)とすることも可能ですが、認める場合の選択肢としては、(1)許可制とする、(2)届出制とする、(3)完全解禁とする、ことなどが考えられます。

上記のいずれを選択するにしても、就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準(ルール)を明確にしておく必要があるでしょう。

◆副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、リスク管理の観点から、「本業に支障が生じてしまうほど長時間労働となるような副業は認めない」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●高額療養費の自己負担を軽減へ 厚労省見直し案(10月13日)

厚生労働省は、高額療養費制度に関して、自己負担限度額を引き下げる見直し案を発表した。従来の月額上限に加えて年額上限も設定する考えで、70歳未満の場合、年収「約800万円以上」で年額99万6,000円、「約300万円～800万円程度」で同50万1,000円などとなっている。2015年度までの実施を目指すとしている。

●年金支給開始年齢「68歳以上」への引上げ案 厚労省(10月12日)

厚生労働省は、年金の支給開始年齢を「68歳以上」に引き上げる案を社会保障審議会(年金部会)に示した。政府の「税と社会保障の一体改革」の内容に沿ったもの。

●「時間単位年休制度」導入企業は7.3%(10月21日)

厚生労働省が「就労条件総合調査」(従業員30人以上の4,296社が回答)の結果を発表し、昨年4月から施行された「時間単位年休制度」を導入した企業は7.3%(今年1月1日時点)にとどまることが明らかになった。

●産休中の社員も厚年保険料免除 厚労省検討(10月26日)

厚生労働省は、厚生年金保険料の免除制度の適用について、育児休業中だけでなく産前・産後休業中の女性社員にも拡大する見直し案を明らかにした。来年の通常国会に関連法案の提出を目指すとしている。

●完全失業率が4.1%に改善(10月28日)

総務省が9月の完全失業率を発表し、4.1%(前月比0.2ポイント改善)となったことがわかった。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.67倍(同0.01ポイント上昇)と4カ月連続で改善した。

11月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

15日

○所得税の予定納税額の減額承認申請の提出
[税務署]

30日

○所得税の予定納税額の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

介護事業への異業種からの参入が注目されています。参入にあたっては、事業拡大だけでなく、そこに従事する労働者のモチベーション維持も大切にしていきたいところです。